



目 次

告 示	ページ
○救急病院の認定	(医療政策課) 1
○保安林の指定(3件)	(治山林道課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(12件)	(〃) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 3
公 告	
○土地改良区の役員の就任	(農業基盤課) 3
高知県議会訓令	
◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	3

告 示

高知県告示第792号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成30年10月12日

	高知県知事 尾崎 正直		
医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
渭南病院	土佐清水市越前町6番1号	平30・10・5	平33・10・4

高知県告示第793号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡中土佐町上ノ加江字トコロ谷3841、字笹場5025
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トコロ谷3841・字笹場5025(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第794号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町杉ノ川字鴨淵山乙233の12
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第795号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町佐賀字へい坂山3529の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字へい坂山3529の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第796号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年10月農林水産省告示第1058号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第797号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

<p>昭和53年10月農林水産省告示第360号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第798号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年10月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</p> <p>昭和54年11月農林水産省告示第1686号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第799号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年10月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</p> <p>昭和54年12月農林水産省告示第1872号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p>	<p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樺原町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第800号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年10月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和55年2月農林水産省告示第118号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第801号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年10月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和55年10月農林水産省告示第1452号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第802号</p>	<p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年10月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和55年10月農林水産省告示第1464号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第803号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年10月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p> <p>昭和55年12月農林水産省告示第1654号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第804号</p> <p>農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>平成30年10月12日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし</p>
--	--	--

て指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年12月農林水産省告示第1662号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第805号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成30年10月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年2月農林水産省告示第203号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第806号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成30年10月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和58年6月農林水産省告示第797号（一を除く。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第807号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
平成30年10月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年10月農林水産省告示第1846号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第808号
安芸郡芸西村久重の一部地区及び吾川郡いの町清水上分の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成30年10月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

(1) 芸西村

(2) いの町

2 調査を行った地域及び時期

(1) 安芸郡芸西村久重の一部
平成27年度及び平成28年度

(2) 吾川郡いの町清水上分の一部
平成26年度及び平成27年度

3 成果の名称

(1) 芸西村地籍図及び地籍簿

(2) いの町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成30年10月12日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、米奥土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。
平成30年10月12日
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	中平 敏久	高岡郡四万十町米奥 922番地
〃	武田 幸栄	〃 〃 〃 909番地
〃	市川 正司	〃 〃 〃 896番地
〃	武田 明彦	〃 〃 〃 1125番地
〃	中平 謙一	〃 〃 〃 491番地
〃	中平 克喜	〃 〃 〃 473番地
監事	武田 嘉穂	〃 〃 〃 1498番地
〃	武田 雅博	〃 〃 〃 904番地

議 会 訓 令

高知県議会訓令第2号
高知県議会事務局
高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年10月12日
高知県議会議長 土森 正典

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令
高知県議会事務局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第3条の表中「議事法制班」を「議事記録班」に改める。
第5条第1項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。
(16) 議会関係刊行物の編さん及び発行に関すること。

附 則
この訓令は、平成30年10月12日から施行する。